

指導教員によるコメント

近代国家建設を構想する上で重要な位置を占める伊藤博文の欧州憲法調査におけるドイツ、オーストリア法学者と日本人との交流に焦点をあてた本学生の研究テーマは、その重要性に比して未だ多くの研究の余地を残している。その最大の理由は、もっとも日本に影響を与えたウィーン大学のローレンツ・フォン・シュタインの講義を日本がどのように受容したのか、と言う点に関する歴史学的実証研究が不足しているためである。

その意味で本学生が行なった今回のローレンツ・フォン・シュタイン関係資料の調査は、柴田隆行氏や瀧井一博氏が行なっている程度で未だ本格的な調査は行なわれていないと言ってよい。

また、昨今ドイツにおいても、近代日本の法律や憲法制度形成に対するドイツ人の貢献についての研究が進展していることもあり、ドイツやオーストリア、日本における史料を体系的かつ複合的に分析する研究の必要性を踏まえた調査としては、ドイツ・オーストリアにおける史料の所在状況を確認し、新たな課題を得てきたと言う点で、十分な成果を得ることができたと考える。特にキール大学ローレンツ・フォン・シュタイン行政学研究所（ドイツ）における調査は今後につながる土台作りとして大きな成果であった。

また、本学生が「実際に行ってみると、思いがけない史料に出会えることや、閲覧した史料から新たな情報を知り、芋づる式に広がっていくことなど、訪問しなくては得られなかったであろう情報を得ることができた。」と指摘しているとおり、IT 情報では得られない生の情報を獲得できたこと、さらに「史料収集に限らず、シュタイン研究の土壌に触れることができたことも、報告者にとっては大変有意義であった。」と指摘しているとおり、実際に現地を体験することの重要性を確認できたことは、今後の研究活動に大きな糧となることが期待される。

小風 秀雅（お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科 教授）